

生殖法案「事実婚も」65%

岡山大、医療者に意識調査

第三者の精子や卵子を使った特定生殖補助医療法案について、事実婚のカップルを対象範囲に認めても良いと考える医療者が65%以上いることが岡山大が実施した意識調査で3日、分かった。超党派議員連盟は法律婚の夫婦に限定する最終案をまとめている。岡山大の中塚幹也教授は「法的夫婦

に要望すれば提長・血液型・年齢人を特定しない法を開示すること込んでいる。

調査では、生が遺伝上の親を自を知る権利」に84%が「保障すべき」と回答。開示すべき情報は「個人が特定されない情報のみ」44%と「個人が特定される情報も」42%が拮抗した。

特定されない情報のみ開示すべきだと答えた人は具体的に「出身地・国籍」62%、「遺伝病など医学的検査の結果」42%、「提供した理由」31%などを挙げた。一方特定される情報も開示すべきだとした人は「氏名」92%、「生年月日」88%、「顔写真」53%などと回答。法案について罰則規定を設けるべきかという質問には(違反して)「実施した医師に罰則」45%、「提供を受けた者に罰則」39%、「設けるべきではない」32%と続いた。中塚教授は「もし医師に罰則が付くと、対象外となったカップルがインターネット上の不透明な個人取引に流れる可能性もある。子供の地位が不安定になる危険だ」と懸念する。